栃木県本庁舎広告掲載実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、栃木県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第４条第２項、栃木県広告掲載実施要領第６条第１項、及び栃木県広告掲載基準（以下「基準」という。）第９条の規定に基づき、栃木県（以下「県」という。）が管理する本庁舎の建物等内部の壁面等への広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、本庁舎とは、栃木県庁舎管理規則（平成８年栃木県規則 16 号）第 13 条の規定に基づく栃木県本庁舎管理要綱第２条に定める建物等をいう。

（広告掲載の場所及び規格等）

第３条　広告を掲載する場所、規格、種類、数量及び位置は、次のとおりとする。

場　　所	規　　格	種　類	数量	位　置
本館１階県民ロビー内柱	Ｂ０判縦 （縦 1,456mm×横 1,030mm）	ポスター	７枠	県が指定する位置
本館 15 階展望ロビー外壁部柱	Ａ０判縦 （縦 1,189mm×横 841mm）	ポスター	８枠	県が指定する位置
本館地下１階ロビー内壁面	東側：Ｂ０判縦・横 （縦：縦 1,456mm×横 1,030mm） （横：縦 1,030mm×横 1,456mm） 西側：Ａ０判縦・横 （縦：縦 1,189mm×横 841mm） （横：縦 841mm×横 1,189mm）	ポスター	６枠	県が指定する位置
本館乗用エレベーター（１号機～10 号機）内壁面	Ａ１判縦 （縦 841mm×横 594mm）	ポスター	10 枠	県が指定する位置
本館１階・15 階男性用トイレ内壁面	Ａ３判横 （縦 297mm×横 420mm）	ポスター	16 枠	県が指定する位置
本館３階女性用トイレ内洗面台横壁面	Ａ１判縦 （縦 841mm×横 594mm）	ポスター	２枠	県が指定する位置
東館エレベーター内壁面	Ａ１判縦 （縦 841mm×横 594mm）	ポスター	１枠	県が指定する位置

（広告掲載できる者、広告の内容等）

第４条　広告を本庁舎に掲載することができる者及び広告内容等については、要綱及び基準の規定を適用するものとする。

（広告の掲載期間）

第５条　広告を掲載する期間は、原則として１月単位で１年以内とする。

２　広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

３　広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

（広告掲載の募集方法）

第６条　広告は、県ホームページ等により募集するものとする。
２　前項の規定による募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

（広告掲載の申込み）
第７条　広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、「栃木県本庁舎広告掲載申込書」（別記様式第１）により、県が指定する日までに、県に広告掲載を申し込むものとする。

（広告掲載の決定）
第８条　県は、前条の規定により申込みのあった広告について、第４条の規定により定められた要件に適合するかを審査する。
２　前項の規定による審査の結果、同一の掲載箇所に複数の申込みがあった場合は、次の各号の選定順位により、掲載広告を選定する。
(1)　掲載希望月の総数が多いもの
(2)　県内に事業所等を有する企業又は自営業者
(3)　掲載希望箇所における優先順位が上位のもの
(4)　掲載希望箇所における優先順位が同率の場合は、申込み枠数が少ない企業又は自営業者の申込み
３　前項の規定により順位の優劣を判断することができないときは、県において抽選により掲載広告を選定するものとする。
４　県は、前各項の規定により掲載する広告を選定したときは、「栃木県本庁舎広告掲載決定通知書」（別記様式第２）又は「栃木県本庁舎広告不掲載決定通知書」（別記様式第３）により、当該申込者に通知するものとする。

（行政財産の使用許可）
第９条　前条第４項の規定により、広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第７項の規定による行政財産の使用許可（以下、「使用許可」という。）を受けなければならない。
２　使用許可に関しては、栃木県公有財産事務取扱規則（昭和 52 年栃木県規則第 26 号）の規定によるものとする。

（広告原稿の作成及び提出）
第 10 条　広告主は、第４条の規定に基づき広告原稿を作成し、県が指定する日までに、県が指定する場所に提出するものとする。
２　前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
３　県は、第１項の規定により提出された広告原稿の内容が第４条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載の方法）
第 11 条　県は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の前日の午後９時 30 分から午後 12 時までの間に掲載するものとする。
２　県は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後９時 30 分から午後 12 時までの間に撤去するものとする。

（広告掲載料）
第 12 条　広告掲載料は、月額とし、別表のとおりとする。
２　広告掲載料は、次の各号に定める使用料と広告料によるものとする。
(1)　使用料（第９条の使用許可に係る使用料として栃木県行政財産使用料条例（昭和 39 年栃木県条例第９号）の規定に基づき算出した額をいう。）
(2)　広告料（前項の広告掲載料から前号の使用料を差し引いた額（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。）
３　広告主は、前２項の規定により定める使用料及び広告料を、原則として県が指定した日までに、県が発行する納入通知書によりそれぞれ一括して納入するものとする。

（広告掲載の取消し）
第 13 条　県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。
(1)　第 10 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
(2)　第 12 条第 3 項の規定により定められた日までに広告掲載料が納入されないとき。
(3)　第 4 条の規定に反すると判断したとき。
2　県は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3　県は、第 1 項の規定により広告掲載を取り消した場合で、広告掲載料が既に納入されているときは、納入済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納入している場合は、広告掲載の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
4　前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載の取下げ）
第 14 条　広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。
2　広告主は、前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。
3　県は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、広告料が既に納入されているときは、納入済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納入している場合は、広告掲載の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
4　前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載料の返還）
第 15 条　県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間内において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算により算出した広告掲載料を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 日未満の場合は、返還しないものとする。
2　広告主から前項の規定による広告掲載料の返還を辞退する旨の申し出があった場合は、前項の規定にかかわらず、返還しないものとする。
3　第 1 項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告の変更）
第 16 条　広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。
2　広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議するものとし、第 10 条第 1 項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
3　前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用するものとする。

（広告主の責務）
第 17 条　広告主は、広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
2　広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（協議）
第 18 条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第 19 条　この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、宇都宮地方裁判所に提訴するものとする。

（その他）
第 20 条　この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附　則
この要領は、平成 20（2008）年 11 月 21 日から適用する。

附　則
この要領は、平成 21（2009）年 12 月 17 日から適用する。

附　則
この要領は、令和３（2021）年 12 月 21 日から適用する。

附　則
この要領は、令和４（2022）年６月 23 日から適用する。

附　則
この要領は、令和５（2023）年１月 10 日から適用する。

附　則
この要領は、令和６（2024）年４月１日から適用する。

附　則
この要領は、令和７（2025）年４月１日から適用する。

附　則
この要領は、令和８（2026）年２月 17 日から適用する。

別表（第 12 条関係）

場　　所	単　　位	広告掲載料（月額）
本館１階県民ロビー内柱 東側柱西面・南面及び西側柱東面・南面	１枠につき	15,000 円
本館１階県民ロビー内柱 東側柱北面及び西側柱北面	１枠につき	13,500 円
本館１階県民ロビー内柱 西側柱西面	１枠につき	10,500 円
本館 15 階展望ロビー外壁部柱　南側	１枠につき	8,000 円
本館 15 階展望ロビー外壁部柱　北側	１枠につき	7,000 円
本館地下１階ロビー内壁　東側	１枠につき	15,000 円
本館地下１階ロビー内壁　西側	１枠につき	10,000 円
本館乗用エレベーター（１号機～10 号機）内壁面	１枠につき	7,500 円
本館１階男性用トイレ内壁面	１枠につき	1,250 円
本館 15 階男性用トイレ内壁面	１枠につき	500 円
本館３階女性用トイレ内洗面台横壁面	１枠につき	1,250 円
東館エレベーター内壁面	１枠につき	6,000 円

別記様式第１（第７条関係）

栃木県本庁舎広告掲載申込書

年　　月　　日

栃木県経営管理部管財課長　様

住所
申込者
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入してください。）

栃木県本庁舎に広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。
申込みに当たっては、「栃木県広告掲載要綱」、「栃木県広告掲載基準」及び「栃木県本庁舎広告掲載実施要領」の内容を承諾します。

記

１　掲載希望箇所及び枠数
別紙のとおり

注：同一の掲載箇所に複数の申込みがあった場合は、栃木県本庁舎広告掲載実施要領第８条第１項、第２項及び第３項の規定に基づき、掲載又は不掲載を決定します。

２　掲載希望期間（原則として１月単位）

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　連絡先
(1)　担当者名：
(2)　電話番号：
(3)　Ｅ-mail：

４　添付書類
(1)　広告図案（イメージ、ラフスケッチ等）、文面及びその説明書
(2)　会社概要等
(3)　直近１年分の納税証明書（都道府県税事務所発行分）
・県内に事業所がある場合：栃木県の全税目の納税証明書
・県内に事業所がない場合：本社所在地の都道府県の法人事業税又は個人事業税の納税証明書
(4)　広告主が法令に違反していないことの申立書（栃木県広告掲載実施要領様式第４号）

別記様式第１（第７条関係）　別紙

別記様式第1　別紙(第7条関係)

掲載箇所における優先順位

申込者:

掲載箇所	枠規格	広告掲載料（月額･税込）	掲載希望枠数	優先順位	掲載枠	備考
本館1階県民ロビー内	B0判縦	15,000円			東側柱西面ア	
					東側柱南面イ	
					西側柱東面エ	
					西側柱南面カ	
		13,500円			東側柱北面ウ	
					西側柱北面キ	
		10,500円			西側柱西面オ	
本館15階展望ロビー内	A0判縦	8,000円			南a	
					南b	
					南c	
					南d	
		7,000円			北a	
					北b	
					北c	
					北d	
本館地下1階ロビー内	B0判縦	15,000円			東ア	
					東イ	
	B0判横				東ウ	
	A0判縦	10,000円			西エ	
					西オ	
	A0判横				西カ	
本館乗用エレベーター内	A1判縦	7,500円			1号機	
					2号機	
					3号機	
					4号機	
					5号機	
					6号機	
					7号機	
					8号機	
					9号機	
					10号機	
本館1階男性用トイレ内	A3判横	1,250円			1階ア	
					1階イ	
					1階ウ	
					1階エ	
					1階カ	
					1階キ	
					1階ク	
					1階ケ	
本館15階男性用トイレ内	A3判横	500円			15階サ	
					15階シ	
					15階ス	
					15階セ	
					15階タ	
					15階チ	
					15階ツ	
					15階テ	
本館3階女性用トイレ内	A1判縦	1,250円			3階東	
					3階西	
東館エレベーター内	A1判縦	6,000円			東館EV	

別記様式第２（第８条関係）

栃木県本庁舎広告掲載決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

栃木県経営管理部管財課長

　　年　　月　　日付けで申込みのありました栃木県本庁舎への広告掲載については、下記のとおり掲載を決定したので通知します。
　なお、栃木県公有財産事務取扱規則第 33 条第１項に規定する「県有財産使用許可申請書」を　　年　　月　　日までに提出くださるようお願いします。

記

１　広告掲載箇所及び枠数

２　広告掲載期間
　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　広告掲載料
(1)　使用料　　円
　〔内訳：　　〕
(2)　広告料　　円
　〔内訳：　　〕
(3)　　計　　円【(1)使用料＋(2)広告料】
　〔内訳：　　〕

４　広告原稿の提出期限及び枚数
(1)　提出期限　　年　　月　　日
(2)　提出枚数　１枠につき１枚

別記様式第３（第８条関係）

栃木県本庁舎広告不掲載決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

栃木県経営管理部管財課長

年　　月　　日付けで申込みのありました栃木県本庁舎への広告掲載については、下記のとおり掲載しないこととしたので通知します。

記

１　掲載しないこととした広告掲載希望の箇所及び枠数

２　掲載しないこととした理由